

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数 \geq 1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	表彰台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部監察課	
4	個人情報ファイルの利用目的	受章(賞)者を登録し、受章(賞)歴を確認するために利用する	
5	記録項目	1 表彰番号、2 所属、3 氏名、4 表彰年月日、5 功労(業績)の内容	
6	記録範囲	本部長功績章、本部長賞詞、本部長賞状、本部長賞誉、所属 長内賞の受章(賞)者 ※所属長とは訓令でいう所属長	
7	記録情報の収集方法	熊本県警察各所属から提出される上申書等	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	部外者等表彰台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部監察課	
4	個人情報ファイルの利用目的	受章(賞)者を登録し、受章(賞)歴を確認するために利用する	
5	記録項目	1 表彰番号、2 被表彰者(機関、団体等)、3 職業・役職、4 表彰年月日、5 功労の内容	
6	記録範囲	本部長感謝状、所属長感謝状受賞者 ※所属長とは訓令でいう所属長	
7	記録情報の収集方法	熊本県警察各所属から提出される上申書等	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
		政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署	
4	個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	1 受理年度、2 受理番号、3 取扱者氏名、4 受理日時、5 本署受理日、6 公告日、7 保管満期日、8 物件引取期間、9 拾得者満期執行年月日、10 保管場所区分、11 遺失者の権利放棄日、12 帰属可能年月日、13 拾得者権利区分、14 拾得日時、15 拾得場所、16 施設占有者への交付日時、17 施設占有者・一般拾得者の別、18 拾得者氏名・住所・電話番号19、施設占有者氏名・住所・電話番号、20 拾得者氏名権利放棄の申告、21 拾得者氏名等告知の同意、22 占有者権利放棄の申告、23 占有者氏名等告知の同意、24 保管場所施設名称・所在地・電話番号、25 埋蔵物区分、26 埋蔵文化財区分、27 貴重な物件に該当の有無、28 拾得物整理番号、29 裸現金区分、30 物件(現金・物品)、31 物件払出区分、32 物件処理日、33 物件任意提出区分、34 遺失届受理年度、35 遺失届受理番号、36 遺失届完結区分、37 払出者氏名、38 物件払出金額、39 物件小切手情報・金額、40 任意提出日、41 還付受付日、42 時効日、43 現金払出区分、44 現金処理日、45 現金任意提出区分	
6	記録範囲	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(遺失者を含む)	
7	記録情報の収集方法	拾得者(届出者・施設占有者を含む)からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19	備 考	

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署	
4	個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	1 受理年度、2 受理番号、3 取扱者氏名、4 受理日時、5 本署受理日、6 遺失日時、7 遺失場所、8 遺失者氏名・住所・電話番号、9 貴重な物件に該当の有無、10 裸現金区分、11 物件(現金・物品)、12 遺失届完結区分、13 完結日	
6	記録範囲	遺失者(届出者)	
7	記録情報の収集方法	遺失者(届出者)からの提出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報県民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行及び犯罪等による被害の未然防止を図るほか、全国の都道府県警察の間で相談・保護・人身安全関連 事案に関し、関連する情報を必要な場合に相互に提供することにより、事案的的確な対処を図ることを目的とする。	
5	記録項目	1 管理番号、2 受理番号、3 措置一連番号、4 受理所属、5 受理窓口区分、6 受理端緒、7 受理時・措置時の取扱区分、8 受理日時・措置日時・対応時間、9 受理者・入力者・措置者の職員情報ID、所属(課・係名含む。)、階級・職、氏名等、10 申出者・関係者の氏名、性別、生年月日、職業、電話 番号等、11 関係機関・団体の名称等、12 申出件名、申出種別、申出内容(申出の要旨)等、13 受理時・措置時における 措置区分・措置内容等、14 引継・情報提供の年月日、対象所属(課・係名含む。)、機関等、15 業務移管の年月日、対象所属(課・係含む。)、16 添付ファイル、17 備考	
6	記録範囲	相談事案に係る受理者、入力者、申出者、関係者及び措置者	
7	記録情報の収集方法	相談受理・対応	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁及び道府県警本部並びに警察署	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
4	個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
5	記録項目	1 犯歴番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報	
6	記録範囲	特異動向又は疾病等を有する被留置者	
7	記録情報の収集方法	警察署からの報告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	本部該当所属及び警察署	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	被留置者管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
4	個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
5	記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 性別、4 住所・電話番号、5 職業、6 続柄	
6	記録範囲	1 熊本県警察に留置された者(被留置者)、2 差入れ(宅下げ)申込者、3 弁護士、弁護士となろうとする者、同伴(通訳人、司法修習生)、4 面会申込者、5 信書の宛先又は差出人	
7	記録情報の収集方法	本人からの申出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	本部該当所属及び警察署	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
4	個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難防止及び盗品自転車の被害回復に資するため。	
5	記録項目	1 防犯登録番号、2 車体番号、3 住所、4 氏名、5 電話番号、6 メーカー、7 車種、8 塗色、9 販売店名	
6	記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
7	記録情報の収集方法	公益社団法人熊本県防犯協会連合会及び熊本県自転車二輪車商協同組合からの電子データ提供により収集する。	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	被保護者情報管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
4	個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継ぎや、適切な関係機関等への通報等に資するため、被保護者や引取者等の情報を共有する。	
5	記録項目	<p>【取扱担当者】 1所属、2階級、3氏名</p> <p>【被保護者情報】 1本(国)籍、2住居、3職業、4勤務先、5氏名、6異名、7生年月日、8推定年齢、9性別、10電話番号、11人相、着衣、特徴等、12認知症の有無(疑い含む)</p> <p>【取扱概要】 1保護の根拠及び種別、2発見日時、3発見場所、4発見の端緒、5発見時の状況及び保護を必要と認めた理由、6保護期間(開始日時・解除日時)、7保護の場所、8保護室利用期間、9保管金品(現金内訳、品名、数量等)10保管責任者、11立会人、12引渡・引継・解除(家族・知人等、公衆衛生・公共福祉機関、公の機関、単独解除、住居及び氏名又は機関名及び取扱責任者、電話番号)、13保護の延長(やむを得ない事情、延長期間、許可状発付裁判官)14診療(日時、傷病名、措置等)、15給食(提供日)、16身体、被服等の異常・損傷の状況、17特異動静、18簡易裁判所通知日、19通報日時(精神保健福祉法23条、酩酊者規制法7条)</p>	
6	記録範囲	警察において保護をした被保護者	
7	記録情報の収集方法	熊本県警察本部及び各警察署からの報告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁、他県警	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19	備 考	

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1 個人情報ファイルの名称	許可等事務管理ファイル
2 行政機関等の名称	警察本部長
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課、全警察署
4 個人情報ファイルの利用目的	<p>警備業法(昭和47年法律第117号)、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)、古物営業法(昭和24年法律第108号)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)、熊本県風俗案内業の規制に関する条例(平成30年条例第58号)に基づく許可等の事務の受理及び処理状況を一元的に管理・掌握することにより、処理の遅延防止や適正な業務の遂行に資することを目的とする。</p>
	<p>①申請書、届出書、申込書、返納理由書を提出した事業者及び個人に関する記録 【警備業法に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 本部受理番号、4 申請等受理日、5 申請者氏名(名称)、6 申請者住所(所在地)、7 申請者連絡先、8 申請者本籍、9 申請者性別、10 申請者生年月日、11 受付者の所属、職及び氏名、12 申請理由・内容、13 標準処理期間、14 期限日、15 証紙収入額、16 手数料免除の場合の免除理由、17 調査の必要性の有無、18 犯歴照会日・回答受理の有無、19 身上照会等発出日・回答受理の有無、20 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、21 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、22 欠格事由の有無及び有りの場合はその内容、23 本部への書類送付日、24 本部からの送付書類受領日、25 交付書類の有無、26 番号、27 許可等年月日、28 申請者等通知日、29 交付日、30 関係警察署への通報の有無及び有りの場合はその年月日、31 関係署からの書類送付の有無及び有りの場合はその年月日、32 台帳作成(整理)日、33 備考・参考事項、34 担当者処理終了日、35 開始時幹部確認日、36 署長決裁日、37 終了時幹部確認日</p> <p>【探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 本部受理番号、4 申請等受理日、5 申請者氏名(名称)、6 申請者住所(所在地)、7 申請者連絡先、8 申請者本籍、9 申請者性別、10 申請者生年月日、11 受付者の所属、職及び氏名、12 申請理由・内容、13 標準処理期間、14 期限日、15 証紙収入額、16 手数料免除の場合の免除理由、17 調査の必要性の有無、18 犯歴照会日・回答受理の有無、19 身上照会等発出日・回答受理の有無、20 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、21 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、22 欠格事由の有無及び有りの場合はその内容、23 本部への書類送付日、24 本部からの送付書類受領日、25 交付書類の有無、26 番号、27 許可等年月日、28 申請者等通知日、29 交付日、30 関係警察署への通報の有無及び有りの場合はその年月日、31 関係署からの書類送付の有無及び有りの場合はその年月日、32 台帳作成(整理)日、33 備考・参考事項、34 担当者処理終了日、35 開始時幹部確認日、36 署長決裁日、37 終了時幹部確認日</p> <p>【銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 既に所持している銃砲等・刀剣類の種類・丁数、5 今回の申請対象の銃砲等・刀剣類の種類・丁数、6 決裁種別、7 申請者氏名(名称)、8 申請者住所(所在地)、9 申請者連絡先、10 申請者本籍、11 申請者性別、12 申請者生年月日、13 受付者の所属、職及び氏名、14 負担軽減措置制度の利用の内容、15 代理人名、16 申請理由・内容、17 標準処理期間、18 期限日、19 証紙収入額、20 手数料免除の場合の免除理由、21 調査の必要性の有無、22 犯歴照会日・回答受理の有無、23 身上照会等発出日・回答受理の有無、24 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、25 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、26 現地調査下命日、27 現地調査日、28 調査者の所属、職及び氏名、29 現地調査復命日、30 許可等年月日、31 許可等番号、32 銃砲等・刀剣類の確認日、33 認知機能検査の点数、34 申請者通知日、35 交付年月日、36 所持者カード作成整理日、37 銃砲等・刀剣類登録カード送付日、38 参考事項、39 担当者処理終了日、40 開始時幹部確認日、41 署長決裁日、42 終了時幹部確認日</p>

5	記録項目	<p style="text-align: center;">【火薬類取締法に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 申請者氏名（名称）、5 申請者住所（所在地）、6 申請者連絡先、7 申請者本籍、8 申請者性別、9 申請者生年月日、10 受付者の所属、職及び氏名、11 負担軽減措置制度の利用の内容、12 代理人名、13 申請理由・内容、14 標準処理期間、15 期限日、16 証紙収入額、17 手数料免除の場合の免除理由、18 調査の必要性の有無、19 犯歴照会日・回答受理の有無、20 身上照会等発出日・回答受理の有無、21 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、22 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、23 現地調査下命日、24 現地調査日、25 調査者の所属、職及び氏名、26 現地調査復命日、27 許可等年月日、28 許可等番号、29 火薬類の種別数量、30 申請者通知日、31 交付年月日、32 台帳整理日、33 参考事項、34 担当者処理終了日、35 開始時幹部確認日、36 署長決裁日、37 終了時幹部確認日</p> <p style="text-align: center;">【インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく届出にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 店舗名、5 申請者氏名（名称）、6 申請者住所（所在地）、7 申請者連絡先、8 申請者本籍、9 申請者性別、10 申請者生年月日、11 受付者の所属、職及び氏名、12 申請理由・内容、13 標準処理期間、14 期限日、15 証紙収入額、16 手数料免除の場合の免除理由、17 調査の必要性の有無、18 犯歴照会日・回答受理の有無、19 身上照会等発出日・回答受理の有無、20 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、21 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、22 現地調査日・回答受理の有無、23 許可等年月日、24 許可等番号、25 通知日、26 交付日、27 写しの送付日、28 台帳整理日、29 参考事項、30 担当者処理終了日、31 開始時幹部確認日、32 署長決裁日、33 終了時幹部確認日</p> <p style="text-align: center;">【質屋営業法に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 店舗名、5 申請者氏名（名称）、6 申請者住所（所在地）、7 申請者連絡先、8 申請者本籍、9 申請者性別、10 申請者生年月日、11 受付者の所属、職及び氏名、12 申請理由・内容、13 標準処理期間、14 期限日、15 証紙収入額、16 手数料免除の場合の免除理由、17 調査の必要性の有無、18 犯歴照会日・回答受理の有無、19 身上照会等発出日・回答受理の有無、20 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、21 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、22 現地調査日・回答受理の有無、23 許可等年月日、24 許可等番号、25 通知日、26 交付日、27 原票送付日、28 台帳整理日、29 参考事項、30 担当者処理終了日、31 開始時幹部確認日、32 署長決裁日、33 終了時幹部確認日</p> <p style="text-align: center;">【古物営業法に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 店舗名（仮設店舗営業届出を除く）、5 許可証番号（仮設店舗営業届出のみ）、6 申請者氏名（名称）、7 申請者住所（所在地）、8 申請者連絡先、9 申請者本籍、10 申請者性別、11 申請者生年月日、12 受付者の所属、職及び氏名、13 申請理由・内容、14 標準処理期間、15 期限日、16 証紙収入額、17 手数料免除の場合の免除理由、18 調査の必要性の有無、19 犯歴照会日・回答受理の有無、20 身上照会等発出日・回答受理の有無、21 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、22 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、23 現地調査日・回答受理の有無、24 許可等年月日、25 許可等番号、26 通知日、27 交付日、28 原票送付日、29 台帳整理日、30 参考事項、31 担当者処理終了日、32 開始時幹部確認日、33 署長決裁日、34 終了時幹部確認日</p> <p style="text-align: center;">【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく申請等にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 店舗名、5 営業の種類（特定遊興飲食店営業及び深夜酒類提供飲食店営業を除く）、6 申請者氏名（名称）、7 申請者住所（所在地）、8 申請者連絡先、9 申請者本籍、10 申請者性別、11 申請者生年月日、12 受付者の所属、職及び氏名、13 申請理由・内容、14 標準処理期間、15 期限日、16 証紙収入額、17 ばちんこ認定・検定基本手数料、18 検定機台数、19 認定機台数、20 手数料免除の場合の免除理由、21 調査の必要性の有無、22 犯歴照会日・回答受理の有無、23 身上照会等発出日・回答受理の有無、24 行政処分・履歴等照会発出日・回答受理の有無、25 暴力団等照会発出日・回答受理の有無、26 現地調査日・回答受理の有無、27 許可等年月日、28 許可等番号、29 通知日、30 交付日、31 原票送付日、32 台帳整理日、33 参考事項、34 担当者処理終了日、35 開始時幹部確認日、36 署長決裁日、37 終了時幹部確認日</p> <p style="text-align: center;">【熊本県風俗案内業の規制に関する条例に基づく届出にかかるもの】</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 申請等受理日、4 店舗名、5 申請者氏名（名称）、6 申請者住所（所在地）、7 申請者連絡先、8 申請者本籍、9 申請者性別、10 申請者生年月日、11 受付者の所属、職及び氏名、12 申請理由・内容、13 標準処理期間、14 期限日、15 証紙収入額、16 手数料免除の場合の免除理由</p> <p>②各法律において欠格事由の定めがあるものをその内容とする申請・届出等の対象者に関する記録</p> <p>1 審査管理番号、2 業種別番号、3 業種、4 届出、5 申請、6 申請受理日、7 照会者番号、8 氏名、9 住所、10 生年月日、11 性別、12 出力日時、13 連絡先、14 本籍、15 備考</p>
6	記録範囲	<p>記録項目欄①の記録情報：個人情報ファイルの利用目的欄中の法律に基づく申請書、届出書、申込書、返納理由書を提出した事業者及び個人</p> <p>記録項目欄②の記録情報：個人情報ファイルの利用目的欄中の法律において、欠格事由の定めがあるものをその内容とする申請・届出等の対象者（①、②の記録情報ともに平成27年7月1日以降）</p>

7	記録情報の収集方法	事業者及び個人からの申請書等、申請書等の法定添付書類	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
19	備 考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	1銃種、2許可証番号、3本(国)籍、4住所、5氏名、6性別、7生年月日、8登録事由発生日、9許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実(空)包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態、26所管区、27職業、28電話番号、29警察職員別、30射撃指導員、31原許可年月日、32原交付年月日、33確認年月日	
6	記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本(国)籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 処分番号、16 住所、17 処分年月日、18 処分事由、19 送致年月日、20 処分結果	
6	記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被 交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第15条第1項による。	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課
4	個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
5	記録項目	<p>第1 古物商及び古物市場主 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本(国)籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事(別項目の入力内容の補足説明)、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事(別項目の入力内容の補足説明)、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事(別項目の入力内容の補足説明)</p> <p>第2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本(国)籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、8 変更年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業(解散・消滅・死亡・取消)日、12 休業期間、13 再交付日</p> <p>第3 盗品取扱状況登録 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額</p> <p>第4 行政処分者 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事(別項目の入力内容の補足説明)、13 被処分者(被許可者)の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、15 欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、16 行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)</p>
6	記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	警察庁

10	開示請求等を受 理する組織の名 称及び所在地	(名 称)	熊本県警察本部警務部広報県民課	
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
11	訂正及び利用停 止に関する他の 法令の規定によ る特別の手続等	第1の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があつた場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則 第10号）第5条第3項及び第6項による。 第2の5から7の記録項目の内容に変更があつた場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。		
12	個人情報ファイ ルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
13	行政機関等匿名 加工情報の提案 の募集をする個 人情報ファイル である旨	非該当		
14	行政機関等匿名 加工情報の提案 を受ける組織の 名称及び所在地	—		
15	行政機関等匿名 加工情報の概要	—		
16	作成された行政 機関等匿名加工 情報に関する提 案を受ける組織 の名称及び所在 地	—		
17	作成された行政 機関等匿名加工 情報に関する提 案をすることが できる期間	—		
18	記録情報に条例 要配慮個人情報 が含まれている ときはその旨	含まない		
19	備 考			

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	<p>第1 探偵業者 1 届出書の受理番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 受理番号、5 法人等の種別、6 探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、7 営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、8 広告宣伝をする時の名称、9 代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、10 廃止事由、11 開始届出年月日、12 変更届出年月日、13 変更年月日、14 廃止届出年月日、15 廃止年月日、16 訂正年月日</p> <p>第2 役員 1 届出書の受理番号、2 受理警察署、3 受理年月日、4 役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本(国)籍、5 開始届出年月日、6 変更届出年月日、7 変更年月日、8 訂正年月日</p> <p>第3 行政処分 1 処分公安委員会、2 処分番号、3 届出書の受理番号、4 処分事由、5 処分の種類、6 処分年月日、7 処分対象者の属性、8 送致年月日、9 起訴・不起訴の別、10 廃止命令の有無(事由)、11 探偵業者名、12 処分対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、13 行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14 廃止年月日、15 訂正年月日</p>	
6	記録範囲	探偵業者の新規、変更、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正	
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6(1)、6(2)、7(1)、7(2)、7(4)、8、9(1)及び9(2)並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第3条第1項による。	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19	備 考	

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
4	個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	<p>1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止 処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可番号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又は経営者の本(国)籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管理者等の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管理者等の本(国)籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本(国)籍、30 役員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方法、33 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35 自動公衆送信装置設置者の住所、36 電気通信設備の設置場所、37 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40 許可管理番号、41 認定番号、42 開始届出番号、43 届出確認書等の書面の種別、44 届出確認書等の交付年月日、45 届出確認書等の交付番号、46 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47 受付所・待機所の別、48 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49 行政処分番号、50 営業所の電話番号、51 法人又は経営者の電話番号、52 建物の構造、53 建物内の営業所の位置、54 客室数、55 建物の階層・利用階、56 営業所の床面積、57 客室の床面積、58 営業の地区、59 用途地域、60 特殊照明設備、61 音響設備、62 特殊防音設備、63 その他特殊設備、64 兼業、65 同時申請の有無、66 許可条件の有無、67 専業・併設(4・5号関係)、68 まあじゃん台数、69 5号営業遊技設備、70 管理者選任年月日</p>	
6	記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者、並びに行政処分を受けた者	
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課

10	称及び所在地	(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る54、56、57及び60から63までの訂正は、風営法第9条第1項及び第3項並びに規則第19条及び第20条による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25、54、56、57及び60から63までの訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25、33、54、56、57及び60から63までの訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、54、56、57及び60から63までの訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数 \geq 1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関する記録	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課	
4	個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
5	記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 発生日時、4 件名、5 詳細、6 管轄、7 交番、8 発場、9 通場、10 通報者(1)氏名(2)住所 (3)電話番号、11 指令先、12 PC着、13 PB着、14 専務着、15 現場報告、16 結果	
6	記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
7	記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者選任届出書ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課	
4	個人情報ファイルの利用目的	暴力団による不当要求による被害を防止するため事業者に責任者を選任し、必要な援助を行うことを目的とする。	
5	記録項目	1 事業所名、2 事業所所在地、3 業種、4 氏名、5 生年月日、6 役職、7 住所、8 連絡先	
6	記録範囲	責任者選任届出書を提出した者	
7	記録情報の収集方法	本人からの届出書提出、本人からのオンライン申請	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター (責任者講習業務委託先)	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律施行規則第17条1項	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等に関する事務ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
4	個人情報ファイルの利用目的	各事業所の安全運転管理者の選任・解任・変更に関する届出の確認、安全運転管理者等講習対象者の管理に利用する。	
5	記録項目	1 管轄警察署、2 整理番号、3 選任年月日、4 氏名、5 生年月日、6 資格要件、7 職務上の地位、8 免許の種類、9 免許取得年月日、10 免許番号、11 免許交付年月日、12 免許交付公安委員会、13 勤務態様、14 事業所名称、15 事業所郵便番号、16 事業所の位置、17 事業所電話番号、18 業種、19 事業所の管理する自動車台数、20 運転者数	
6	記録範囲	安全運転管理者・副安全管理者の届出をした者	
7	記録情報の収集方法	安全運転管理者選任事業所からの届出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	一般社団法人熊本県安全運転管理者等協議会	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 熊本県警察本部警務部広報県民課 (所在地) 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	人身事故ファイル
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るために利用する。
		<p>1 都道府県警察署等コード、2 原票作成年、3 原票作成年、4 原票作成日、5 事故内容、6 死者数、7 重傷者数、8 軽傷者数、9 乗車人員(第1当事者、第2当事者)、10 路線コード、11 地点コード、12 交差点コード、13 市区町村コード、14 発生年、15 発生月、16 発生日、17 発生時分、18 昼夜、19 天候、20 地形、21 路面状態、22 道路形状、23 信号機、24 一時停止規制(第1当事者、第2当事者)、25 車道幅員、26 道路線形、27 衝突地点、28 ゾーン規制、29 中央分離帯施設等、30 歩車道区分、31 事故類型、32 特殊事故(第1当事者、第2当事者)、33 性別(第1当事者、第2当事者)、34 年齢(第1当事者、第2当事者)、35 国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、36 居住地コード(第1当事者、第2当事者)、37 職業コード(第1当事者、第2当事者)、38 免許証番号(第1当事者、第2当事者)、39 運転資格(第1当事者、第2当事者)、40 事故車種の運転免許経過年数(第1当事者、第2当事者)、41 当事者種別(第1当事者、第2当事者)、42 車両番号(第1当事者、第2当事者)、43 用途別(第1当事者、第2当事者)、44 車両形状等(第1当事者、第2当事者)、45 オートマチック車(第1当事者、第2当事者)、46 サポカー(第1当事者、第2当事者)、47 通行目的(第1当事者、第2当事者)、48 選任事業所等(第1当事者、第2当事者)、49 ライト点灯状況(第1当事者、第2当事者)、50 タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、51 反射材等使用状況(第1当事者、第2当事者)、52 速度規制指定のみ(第1当事者、第2当事者)、53 初心運転者標識(第1当事者、第2当事者)、54 高齢運転者標識(第1当事者、第2当事者)、55 危険認知速度(第1当事者、第2当事者)、56 飲酒状況(第1当事者、第2当事者)、57 携帯電話等の使用状況(第1当事者、第2当事者)、58 カーナビ等の使用状況(第1当事者、第2当事者)、59 自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、60 法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、61 事故要因区分コード(人的要因(第1当事者、第2当事者)、車両的要因(第1当事者、第2当事者)、環境的要因(第1当事者、第2当事者))、62 行動類型(第1当事者、第2当事者)、63 当事者の進行方向(第1当事者、第2当事者)、64 車両の衝突部位(第1当事者、第2当事者)、65 車両の損壊程度(第1当事者、第2当事者)、66 自体防護(第1当事者、第2当事者)、67 プロテクターの装着(第1当事者、第2当事者)、68 エアバッグの装備(第1当事者、第2当事者)、69 サイドエアバッグの装備(第1当事者、第2当事者)、70 人身損傷程度(第1当事者、第2当事者)、71 人身損傷主部位(第1当事者、第2当事者)、72 損傷主部位の状態(第1当事者、第2当事者)</p>

5	記録項目	印位（第1当事者、第2当事者）、72損傷土印位の状況（第1当事者、第2当事者）、73人身加害部位（第1当事者、第2当事者）、74自宅からの距離（第1当事者、第2当事者）、75地点 緯度（北緯）、76地点 経度（東経）、77予備項目1（第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や▼運転中の携帯電話利用等、道路交通に係る事項）、78予備項目2（第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯電話利用等、道路交通に係る事項）、79予備項目3（第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯電話利用等、道路交通に係る事項）、80性別（第3当事者以下）、81年齢（第3当事者以下）、82国籍・地域別コード（第3当事者以下）、83居住地コード（第3当事者以下）、84職業コード（第3当事者以下）、85当事者種別（第3当事者以下）、86用途別（第3当事者以下）、87車両形状等（第3当事者以下）、88乗車別（第3当事者以下）、89乗車等の区分（第3当事者以下）、90サポカー（第3当事者以下）、91通行目的（第3当事者以下）、92自動運行装置の使用状況（第3当事者以下）、93自体防護（第3当事者以下）、94エアバッグの装備（第3当事者以下）、95サイドエアバッグの装備（第3当事者以下）、96人身損傷程度（第3当事者以下）、97人身損傷主部位（第3当事者以下）、98損傷主部位の状況（第3当事者以下）、99人身加害部位（第3当事者以下）、100免許証番号（第3当事者以下）、101運転資格（第3当事者以下）、102事故車種の運転免許経過年数（第3当事者以下）、103車両番号（第3当事者以下）、104ライト点灯状況（第3当事者以下）、105危険認知速度（第3当事者以下）、106行動類型（第3当事者以下）、107反射材等使用状況（第3当事者以下）、108当事者の進行方向（第3当事者以下）、109車両の衝突部位（第3当事者以下）、110車両の損壊程度（第3当事者以下）、111自宅からの距離（第3当事者以下）、112予備項目1（第3当事者以下）、113予備項目2（第3当事者以下）、114予備項目3（第3当事者以下）、115高速道路__発生地点、116高速道路__道路管理者区分、117高速道路__道路区分、118高速道路__曲線半径、119高速道路__縦断勾配、120高速道路__トンネル番号、121高速道路__特殊事故、122高速道路__当事車両台数、123高速道路__行動類型（第1当事者、第2当事者）、124高速道路__事故類型、125高速道路__車両単独事故の対象物、126高速道路__臨時速度規制の有無、127高速道路__速度規制臨時のみ、128高速道路__停止表示器材表示の有無、129高速道路__交通障害、130高速道路__高速道路走行距離（第1当事者、第2当事者）、131高速道路__速度抑制装置装着状況（第1当事者、第2当事者）、132高速道路__予備項目（第1当事者、第2当事者）、133入力年月日、134計上月、135曜日、136祝日、137計上年、138免許の種類（第1当事者、第2当事者）	
6	記録範囲	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号 に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者	
7	記録情報の収集方法	警察署からの報告	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19	備 考	

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
4	個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
5	記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
6	記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収容可能な駐車場所有者	
7	記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≥1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課及び運転免許試験課
4	個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許業務の適正な遂行を確保するために利用する。
5	記録項目	<p>1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日(5t限定)、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、69指定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検査場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77検査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴区分、94顔写真、95免許情報記録の番号、96特定免許情報の記録年月日、97免許情報記録の書換え年月日、98免許情報記録の抹消年月日、99運転経歴情報記録の番号、100運転経歴情報の記録年月日、101失効確認日時、102免許証返納年月日、103免許証追加交付年月日、104住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、105住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、107住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、108受理番号、109住所変更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、113マイナポータル連携実施日、114オンライン講習区分、115来場登録日、116更新完了日、117受講完了区分、118動画視聴公安委員会、119受講完了日時、120顔画像(オンライン講習)、121撮影時点、122撮影日時、123顔照合結果</p>

6	記録範囲	<p>1 現に運転免許を受けている者</p> <p>2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまで の間。</p> <p>3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為をしたことのないものは3年間、違反行為をしたものは13年間。</p> <p>5 免許の抹消登録がなされた者で違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。</p> <p>6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。</p> <p>7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。</p>	
7	記録情報の収集方法	<p>運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び 点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知</p>	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター熊本県事務所	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1項による</p>	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>熊本県警察本部警務部広報県民課 〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1</p>	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	

16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19	備 考	

個人情報ファイル簿(単票)【根拠:個人情報の保護に関する法律第75条(本人の数≧1,000人)】

1	個人情報ファイルの名称	無人航空機登録情報等ファイル
2	行政機関等の名称	熊本県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備第二課
4	個人情報ファイルの利用目的	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第1条の重要施設の警戒警備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の適法性、所有者情報等の確認を行うために利用する。
5	記録項目	<p>① 無人航空機の飛行について、ドローン情報基盤システム(飛行の許可・承認申請機能)を利用した許可・承認申請者及びその予定者 1 申請番号、2 氏名/企業・団体名、3 氏名/企業・団体 名カナ、4 住所、5 電話番号、6 緊急連絡先担当者氏名、7 緊急連絡先担当者氏名カナ、8 緊急連絡先電話番号、9 登録記号、10 操縦者氏名</p> <p>② ドローン情報基盤システム(登録機能)に入力された無人航空機の所有者、使用者、届出者及び離着陸場所管理団体の代表者 1 無人航空機の種類、2 無人航空機の型式、3 無人航空機の製造者、4 無人航空機の製造番号、5 所有者の氏名又は名称及び住所並びに生年月日(法人の場合、法人番号及び担当者名並びに担当者住所を含む。)、6 登録(更新)の年月日、7 使用者の氏名又は名称及び住所(法人の場合、担当者名及び担当者住所を含む。)、8 無人航空機の製造区分、機体重量、最大離陸重量、寸法、9 無人航空機の改造の有無(有の場合、改造の概要を含む。)、10 所有者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先、11 使用者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先、12 リモートID機能の有無(当該登録無人航空機にリモートID機能を有する機器を装備する場合には、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む)、13 無人航空機登録記号、14 届出番号、15 届出年月日、16 届出者の氏名又は名称(部署名)、住所、電話番号及び電子メールアドレス、17 試験飛行の目的、日時、区域及び高度、18 試験飛行に用いる無人航空機の種類その他の無人航空機の概要に関する事項、19 リモートID特定区域とする場所の所在地及び高度、20 リモートID特定区域を飛行する日時、21 許可等を必要とする飛行の場合の許可等の状況、22 離着陸場所管理団体の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名、23 離着陸場所の名称、所在地及び飛行高度、24 識別番号、25 離着陸場所管理団体を特定するための番号</p> <p>③ 飛行通報の情報 1 受理警察署、2 機器の種類、3 機器の特徴、4 製造者、5 名称、6 製造番号、7 登録記号、8 色、9 大きさ、10 積載物、11 その他の特徴、12 備考、13 通報年月日、14 飛行開始日時、15 飛行終了日時、16 飛行の目的、17 飛行に係る区域、18 操縦者の氏名、19 操縦者の氏名カナ、20 操縦者の生年月日、21 操縦者の住所、22 操縦者の電話番号、23 操縦者の勤務先の名称、24 操縦者の勤務先の所在地、25 操縦者の勤務先の電話番号、26 同意者氏名(委託機関の名称)、27 同意者の住所(委託機関の所在地)、28 同意者(委託期間)の電話番号</p> <p>④ ドローン情報基盤システム(機体認証申請機能)に入力された機体認証の申請者及び設計者 1 申請者の氏名、氏名カナ、生年月日及び住所(法人・団体の場合は、法人番号、法人名称/屋号、代表者氏名及び本店又は主たる事業所の所在地)、2 申請者の連絡先(電話番号、メールアドレス(法人・団体にあつては担当者の氏名、氏名カナ、部署名及び事務所の所在地))、3 登録記号、4 無人航空機の型式、5 機体認証書番号、6 機体認証有効期限、7 設計者の氏名又は名称、8 認証の区分、9 製造番号</p> <p>⑤ ドローン情報基盤システム(技能証明申請機能)に入力された技能証明の申請者 1 氏名、氏名カナ、氏名(英字)、2 生年月日、3 電話番号、4 メールアドレス、5 住所、6 顔写真、7 取得年月日、8 技能証明書番号、9 技能証明書の区分・限定事項、10 条件</p> <p>⑥ ドローン情報基盤システム(飛行計画通報機能)に入力された無人航空機の操縦者及び飛行計画の通報者 1 無人航空機の登録記号及び種類、2 無人航空機の型式、3 操縦者の氏名、電話番号及びメールアドレス、4 操縦者の無人航空機操縦者技能証明書番号、5 飛行の日時、経路、6 飛行の目的、高度及び速度、7 出発地、8 目的地、9 目的地に到着するまでの所要時間、10 通報者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス</p>

6	記録範囲	<p>1 記録項目の欄中①の記録情報 無人航空機の飛行について、ドローン情報基盤システム（飛行の許可・承認申請機能）を利用した許可・承認申請者及びその予定者</p> <p>2 同欄中②の記録情報 ドローン情報基盤システム（登録機能）に入力された無人航空機の所有者、使用者、届出者及び離着陸場所管理団体の代表者</p> <p>3 同欄中③の記録情報 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報を行った者及び対象施設の管理者等の同意者</p> <p>4 同欄中④の記録情報 ドローン情報基盤システム（機体認証申請機能）に入力された機体認証の申請者及び設計者</p> <p>5 同欄中⑤の記録情報 ドローン情報基盤システム（技能証明申請機能）に入力された技能証明の申請者</p> <p>6 同欄中⑥の記録情報 ドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）に入力された無人航空機の操縦者及び飛行計画の通報者</p>	
7	記録情報の収集方法	<p>1 記録項目の欄中①、②、④、⑤及び⑥の記録情報 国土交通省から提供を受けた警察庁からの提供</p> <p>2 同欄中③の記録情報 警視庁及び道府県警察本部からの報告</p>	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	熊本県警察各所属	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	熊本県警察本部警務部広報県民課
		(所在地)	〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備考		